

独立行政法人 海上災害防止センターの業務概要

昭和51年10月 認可法人海上災害防止センター 設立
 平成15年10月 独立行政法人海上災害防止センター 設立

我が国における海上防災体制の一翼を担う中核機関として、約30年に亘って活動

◆ 防災措置業務（勘定）

- 1 海上保安庁長官の指示により排出油等の防除のための措置を実施
【原因者に防除費用を求償】
- 2 原因者（船舶所有者等）の委託により、排出油等の防除のための措置及び消火等の措置を実施
【原因者より受託料を収受】



危機対応 【有事】

危機対応に必要な備え

◆ その他業務（勘定）

◆ 機材業務

排出油防除資機材等（油回収装置、オイルフェンス、消防船等）の保有、船舶所有者等への契約供与
 【契約者から受託料を収受】



◆ 訓練業務

海上防災のための措置に関する訓練の実施
 【受講者から受講料を収受】



◆ 調査研究業務

資機材及び海上防災のための措置に関する技術の調査研究及び成果の普及
 【委託者から受託料を収受（受託調査の場合）】

危機管理 【平時】

**海上災害の発生及び拡大の防止
 生命、身体、財産の保護**

海上災害防止体制の仕組み(海上災害防止センターの役割)

原因者負担
の原則

海上災害は原因者が特定の者(企業)に限定(船舶等)



原因者の措置・負担によることが適当

防除措置義務
資機材備付義務

海上災害の特殊性

被害の甚大化

陸上輸送と異なり、大型石油タンカーの積載量は巨大(20~30万kl)であり、流出時の被害は甚大

被害の広域化

陸上と異なり、流出油が広範囲に拡大(ナホトカ号事故では、日本海側1府8県にわたって漂着)

遠隔地における発生リスク

船舶の事故は、船会社の安全管理者から遠く離れた洋上で発生するため、対応が困難

対応の緊急性

対応が遅れた場合、波浪等により油の性状が変化(ムース化)し、回収が著しく困難化

特に大規模な海上災害について防除義務者等の個別対応には限界

一方でこれによる被害が生じた場合、社会的・経済的影響は甚大

官民共同で「義務者を補完する専門機関(海上災害防止センター)」を設置

国出資 3.27億円

民間出資 1.59億円

民間出せん 21.21億円

民間団体からの助成金、寄付金

- 防除義務者で対応できない大規模災害時に防除義務者からの委託等を受けて防除等を実施【民間企業の肩代わり】
- 防除義務者が明らかでない場合等に国(海上保安庁長官)からの指示を受けて防除等を実施【政府の肩代わり】
- 防除資機材の保有や訓練の実施により、防除義務者の有事への備えを支援【民間企業の肩代わり】

事業仕分け結果に対する今後の取組方針について 【独立行政法人海上災害防止センター】

背景

独立行政法人海上災害防止センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（平成19年12月21日 政独委取りまとめ）

独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日 閣議決定）

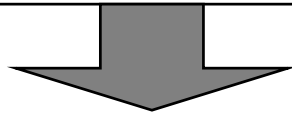
【法人形態の見直し】

海上災害防止センターの業務については、事故船舶所有者等が防除措置を講じない場合等においても迅速かつ効果的な防除措置を講ずる観点から、以下の3点の枠組みを維持した上で、独立行政法人の業務としては廃止し、法令に基づき特定の業務を行うものとして国により指定された公益法人の業務として実施する方向で検討し、次期中期目標期間中に、必要な措置を講ずる。

- ①緊急時における海上保安庁長官の指示等に基づく確実な排出油等の防除措置の実施
- ②上記①に要した費用のうち、事故船舶所有者等から徴収できない分についての国費による補てん
- ③防災基金への国の関与

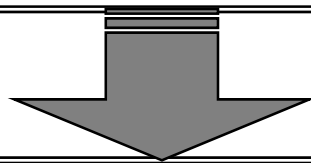
※「独立行政法人の抜本的な見直しについて」

（平成21年12月25日閣議決定）により凍結



行政刷新会議WG事業仕分け（平成22年4月26日）

評価結果：「実施主体は公益法人などの民間主体（事業規模は現状維持）」



今後の取組方針

- 事業仕分けの評価結果に従い、油防除等の確実な実施のために必要な枠組みは維持したうえで、実施主体を公益法人などの民間主体とすべく、関連法案を早期に国会に提出する。
- 法人の移行にあわせて必要な予算措置を行う。